

富山県国民健康保険条例（案）要綱

第1 制定の趣旨、必要性等

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会、国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるもの

第2 条例案の内容

1 総則（第1条・第2条）

2 富山県国民健康保険運営協議会（第3条—第8条）

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 計14人

3 国民健康保険保険給付費等交付金（第9条）

普通交付金・特別交付金の対象費用の範囲

4 国民健康保険事業費納付金（第10条—第24条）

- (1) 医療費指数反映係数
知事が定める数（医療費水準を反映）
- (2) 年齢調整後医療費指数
原則的計算（高額医療費の調整等をしない）
- (3) 所得係数
知事が定める数（県平均1人あたり所得／全国平均1人あたり所得）
- (4) 所得等割合、被保険者数等割合
 - ・所得等割合＝市町村所得総額／県所得総額
 - ・被保険者数等割合＝市町村被保険者総数／県被保険者総数×均等割指数
＋市町村世帯総数／県世帯総数×平等割指数
- (5) 被保険者均等割指数
知事が定める数（零超1未満の数）

5 雑則（第25条）

規則への委任

6 附則

- (1) 施行期日 平成30年4月1日 ただし、(3)については、公布の日
- (2) 既存の条例の廃止
 - ア 富山県国民健康保険運営協議会条例
 - イ 富山県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例
- (3) 準備行為